各 位

公益社団法人北海道観光振興機構会 長 小 磯 修 二

「上川・留萌地域」道北の特徴的・先駆的スポーツを核とした旅行商品造成事業」の委託に係る 企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしま したので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「上川・留萌地域 道北の特徴的・先駆的スポーツを核とした旅行商品造成事業」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書10.(1)に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限 : 令和4年 6 月 22 日(水)17時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※詳細は、企画提案指示書を参照してください)

- 4. 今後のスケジュール
- (2) 企画書提出メ切 令和4年 7月 6 日(水)17時
- (3) 企画審査会 令和4年 7 月中旬予定
- (4) 契約書の締結 令和4年 7 月下旬予定
- 5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階 地域支援本部地域観光部 担当 : 大西 電話:011-231-2900 fax.011-232-5064 E-mail.ya_onishi@visithkd.or.jp 「上川・留萌地域」道北の特徴的・先駆的スポーツを核とした旅行商品造成事業」企画提案指示書

1. 委託業務名

「上川・留萌地域:道北の特徴的・先駆的スポーツを核とした旅行商品造成事業」委託業務

2. 事業目的

- ・「手つかずの自然の豊かさ」に加え、夏の朝晩の冷涼な気候や冬のパウダースノーなど特徴的な条で形成されるスポーツ・アウトドア体験環境を活かしたスポーツイベントを骨格とし、 これまでも磨き上げを進めてきた食や、体験の素材で肉付けした新たな旅行商品を造成・販売する 事で、当圏域への誘客を促進し、地域経済に寄与する。
- ・上記の誘客促進と併せて、圏域内の公共交通機関の課題検証・利用環境整備を行うことで、 道外客(特に外国人旅行者)のアクセス利便性を向上させ、圏域内の多様なエリアへの観光客の周遊 促進し、地域経済に寄与する。
- 3. 委託期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月10日(金)まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約 ※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額(消費税及び地方消費税相当額10%を含む。) 9,000千円

6. 業務内容及び実施方法

事業内容について対象となる※地域へのヒアリング等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応することとする。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

《事業対象地域》

旭川市、士別市、名寄市、美深町、留萌市の5地域

《地域連絡先》 上川総合振興局 産業振興部 商工労働観光課 竹林観光振興係長 TEL0166-46-5942

《メインターゲット》: 日本国内、シンガポール

■第1ターゲット:国内

•年代:20~40代

・地域:首都圏

・嗜好:スポーツやアウトドア

・旅行形態.個人,友人同士,会社関係グループ,スポーツサークル

- ■第2ターゲット:シンガポール
- · 年代: 30~40代
- ・資産.大衆富裕層(資産25万米\$~100万米\$) ※ただしLCCの早期運航再開が見込まれる場合に は中間層まで含めて検討
- ・嗜好:スポーツやアウトドア
- ・旅行形態:個人、友人同士、会社関係グループ、スポーツサークル

{事業実施ステップ}

- STEP1. 道北の特徴的なスポーツイベントを集客の核としたツアー造成に係るワークショップ等を実施する。
- STEP2. 道北の特徴的なスポーツイベントを集客の核としたツアー造成に係る実証実験として 臨時バス(※1)等を試験的に運行する。
- STEP3: 道北の特徴的なスポーツイベントを集客の核としたツアー造成に係るモニタリング (※2) 等を実施する。
- ※1 商品化に向けたイベント直行バスの必要性や、他の交通機関との連動に係る課題や 結節点の設定等を検討するため試験的に運行するもの
- ※2 バス利用者やイベント参加者など旅行者を対象としたアンケート調査など

(1) 滞在コンテンツ造成事業

取組①.旅行商品企画開発経費

・道北の自然やスポーツ・アウトドア環境の強みを活かした、スポーツイベントやアウトドア 活動、食資源を活かした体験観光素材を、洗い出し・磨き上げを進めていくことにより、 新たな旅行商品を造成する。

取組②:ワークショップ【夏季・冬季】

- ・集客の核とするスポーツイベントと、オプションとして組み合わせるコンテンツを選定し、 行程案を作成。
- ・旅行商品の検討に当たっての, 臨時バス運行及び他の交通手段(路線バスなど)の利用可能 性に係る交通事業者・地域関係者との協議。

取組③:課題抽出のためのモニタリング

・参加者アンケートの回収【夏季・冬季】

スポーツイベント開催に併せた臨時バスの試験的運行(受入体制整備事業による)時に実施

フィールドワーク【秋季】

地域の関係者が実際に公共交通機関を利用し、案内板の位置や内容、乗り換え時の道路段 差、待合所の清掃状況などの利用環境を確認。

必要に応じて交通専門家などの講師を招請。

実施回数7回(美深2回以上、名寄1回以上、士別1回以上、留萌1回以上を実施。 あと2回の実施地域は事業において検討する。)

*活用する地域資源

・道北エリアの特徴的なスポーツ環境(特色ある自然景観,夏の朝晩の冷涼な気候, 冬のパウダースノーなど)

- ・スポーツイベント (旭川ロゲイニング・スノーシューレース, 士別スカイランニング, 名寄サバイバルゲーム)
- ・アクティビティ環境(天塩川又は石狩川水系の河川、山岳・森林、日本海など)
- ・酒蔵・醸造所(酒蔵3,ワイナリー1,ブルワリー2)
- ・地域の旬の食材(蕎麦、アスパラ、カズノコなど)

(2) 受入環境整備事業

取組①・スポーツイベント開催に併せた臨時バスの試験的運行【夏季・冬季】 士別スカイランニング、名寄サバイバルゲーム、旭川ロゲイニング、旭川スノーシュ ーレースの4つのイベントの開催日に、札幌市と旭川市を基点として、 イベント会場と往復するバスを各1本(計8本)運行する。 ただし出発地点(駅がいいか?空港がいいか?等)や経由地については、 事業において検討する。

取組②:外国人旅行者に交通手段も含めた情報を提供するための電子パンフレット等 (英語・中国語)の制作【秋季】

言語・英語、中国語

内容 スポーツイベント (4本)、スポーツ体験 (3本)、方面別バス乗り場・時刻表 の見方・運賃支払など乗降方法 (5地域)。

- (3) 旅行商品流通環境整備事業
- ① 旅行会社(OTA を含む)と市場ニーズをヒアリングするための商談(オンライン商談会等)を実施。

【実施回数】1回以上(回数は1回でもよいが商談参加バイヤー数が足りるまで実施)

【実施時期】夏季

- 【バイヤー】10 社以上(国内市場 6 社以上、シンガポール市場 2 社以上) 国内は、テーマ旅行など管内の商品取扱実績のある旅行会社。 シンガポール市場は、北海道 ASEAN 事務所など道内機関の現地拠点に 紹介してもらう旅行会社。
- ②. 旅行会社 (OTA を含む) と造成した商品の販売取扱のための商談 (オンライン商談会) を 実施。

【実施回数】1回以上(回数は1回でもよいが商談参加バイヤー数が足りるまで実施)

【実施時期】秋季

【バイヤー】5 社以上(国内市場3社以上、シンガポール市場1社以上) オンライン商談会(①)の商談結果を踏まえて積極的な販売姿勢で臨んだ 旅行会社を選定。

③ 旅行商品の販売(OTA 掲載)

上記②における商談により、相手方の商品知識・販売経路等から将来にわたり継続的な販売 が期待できる旅行会社(OTA)を選定

(想定.1社) し、商品販売(コンテンツ掲載)を行う。

(4) 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット. 旅行商品開発種類.7商品以上 令和5年3月時点 アウトカム . 旅行商品販売種類.5商品以上(令和5年3月時点) 旅行商品販売本数:計5本以上(令和5年3月時点)販売者の実績として把握。 旅行商品のサイト閲覧数(PV数):1,200PV以上(令和5年3月時点) 販売者の実績として把握。

② 受入環境整備事業

アウトプット:・スポーツイベント開催に合わせた臨時バスの運行本数 8本(札幌発・旭川発それぞれ4本) 2023 年 3 月

・電子パンフレット等.12コンテンツ×2言語(スポーツイベント4本,スポーツ体験3本,各エリアバス利用5本※)

2023年3月

※旭川駅, 士別駅, 名寄駅, 美深駅, 留萌駅それぞれにおける, 方面別バス乗り場・時刻表の見方・運賃支払など乗降方法の外国人旅行者向け解説。

アウトカム:旅行商品販売種類:5商品以上(令和5年3月時点)販売者の実績として把握 旅行商品販売本数 計5本以上(令和5年3月時点)販売者の実績として把握。

旅行商品のサイト閲覧数 (PV数) 1,200PV以上(令和5年3月時点) 販売者の実績として把握。

③ 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット.旅行商品開発種類:7商品以上 (令和5年3月時点、) アウトカム 旅行商品販売種類.5商品以上(令和5年3月時点) 販売者の実績として把握。

旅行商品販売本数:計5本以上(令和5年3月時点)販売者の実績として把握。 旅行商品のサイト閲覧数(PV数):1,200PV以上(令和5年3月時点) 販売者の実績として把握。

(5) 旅行者の混雑や密の低減への対応

旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン(日本旅行業協会、全国旅行業協会)を 遵守するとともに、事業実施時の感染状況に応じた国の通達等に準じて内容を検討し、特に次 の事項について徹底した対策を実施する。

- 新北海道スタイルを実践する施設を利用する。
- ・使用するバスは定員の半分を最大乗客数とする。
- ・スタッフやゲストの検温を実施する。
- ・マスク着用,消毒,換気を徹底する。
- ・ワークショップはリアルでもオンラインでも参加できるようにし、感染状況によっては、オンラインのみに切り替える。

(6) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、 紙、及び電子データにて提出すること

7. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。) を有する 法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人で あること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でない 事。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3) の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8. 審查基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール

令和4年(2022年) 6月 22 日(水) 17時 参加表明 締切

令和4年(2022年) 7月 6 日(水) 17時 企画提案書 提出期限

令和4年(2022年) 7月中旬 企画提案の審査(審査会)

令和4年(2022年) 7月下旬 委託事業者決定・事業説明会・契約

令和5年3月10日(金)を予定、全事業終了、事業報告書作成提出、精算。

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

10. 企画提案書の提出

- (1) 参加表明 令和4年(2022年) 6月 22 日(水) 17時 締切
- ※特に様式はなく、メール本文で可(E-mail: ya_onishi@visithkd.or.jp)とするが、以下の①~⑥の内容を記載のこと。
 - ①単独法人名又は法人名(コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名)、代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④FAX 番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス
- ※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①~⑥の内容
 - (2) 提出期限 令和4年(2022年) 7月 6 日(水) 17時
 - (3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1緑苑ビル1階 公益社団法人北海道観光振興機構地域支援本部地域観光部(担当,大西)
 - (4) 提出部数 8部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部)
 - (5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可) ※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。
 - ※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM 等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。 (電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可)

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。
 - ① これまでの事業実績 提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。
 - ② 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④ 見積書

本企画提案指示書 6. 事業内容及び実施方法に記載している(1)~(3)の事業で明示している項目に沿って①~②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。但し、当事業で得た収入は、精算時に費用から差し引く事。

人件費を含む金額とする事。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要

例…(1)滞在コンテンツ造成事業

・モデルルート造成	2件	000,000円
・検討会開催	5 回	000,000円
・モニターツアー	4名	〇,000,000円
・ワークショップ	1回	000,000円
合計		0,000,000円

※当方が求める内容と齟齬がなく、的確な提案を受けることができるよう記載を工夫すること。

12. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「審査会」という。)を実施 する。

- (1) 日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めない。
- (4) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。

13 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興 機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

14. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構 地域支援本部地域観光部 担当 大西 電話 011-231-2900 FAX 011-232-5064 E-mail: ya_onishi@visithkd.or. jp